

平成21年9月宮崎県定例県議会
行政改革特別委員会会議録

平成21年9月30日

場 所 第3委員会室

平成21年9月30日（水曜日）

午前10時1分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 公社等改革指針の見直し及び対象とする法人の範囲について

○協議事項

1. 出資法人等への関与事項を定める条例について
2. 県外調査について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員（13人）

委員	長	丸山	裕次郎
副委員	長	武井	俊輔
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		十屋	幸平
委員		河野	安幸
委員		山下	博三
委員		鳥飼	謙二
委員		高橋	透
委員		河野	哲也
委員		井上	紀代子
委員		徳重	忠夫

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長 山下健次

総務部次長
(総務・職員担当) 土持正弘

総務部次長
(財務・市町村担当) 萩原俊元

部参事兼総務課長 堀野誠

部参事兼人事課長 四本孝

行政経営課長 桑山秀彦

財政課長 西野博之

事務局職員出席者

政策調査課主査 松下新一

政策調査課副主幹 福島久大

○丸山委員長 ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程案をごらんください。本日は、総務部から公社等改革指針の見直し及び対象とする法人の範囲について説明を受けた後、出資法人等への関与事項を定める条例等について、御協議していただく予定になっておりますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

総務部においていただきました。総務部におきましては、現行の公社等改革指針の推進期間が今年度で終了することから、当指針の見直し

が進められておりますので、本日は、公社等改革指針の見直し及び対象とする法人の範囲などについて説明をいただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

○山下総務部長 総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

本日の説明事項でございますが、御指示のありました公社等改革指針の見直し及び対象とする法人の範囲についてでございます。詳細につきましては、行政経営課長から説明をいたさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○桑山行政経営課長 それでは、私のほうからお手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料につきましては、文章から成っておる本文と、それから、A3でつくっております大きな表がございます。これを使って説明させていただきます。

まず、本文の1ページをごらんください。公社等改革指針の見直し及び対象とする法人の範囲についてでございます。

まず、1の公社等改革指針の見直しの必要性でございますが、県では、平成16年3月に宮崎県公社等改革指針を策定しまして、また、19年3月には改訂を行いまして、21年度、本年度までの6年間、県が出資等を行っております公社等の統廃合、あるいは自立化の促進、さらには県の人的・財政的関与の見直し等を推進しまして、委員会でも御説明しておりますように、一定の成果を上げてきたところであるというふうに思っております。しかしながら、NPOとの協働とか、あるいは民間企業等へのアウトソーシングの推進などを通じまして、公共サービスの担い手が公社等に限らず多様化してきて

おります。それから、民による公益の増進といったことを目的とする新公益法人制度がスタートしまして、営利を目的としない社団、財団が登記のみで簡便に法人格を取得できる制度が昨年12月に創設されました。これに伴いまして、従来からの財団あるいは社団法人につきましては、あと4年ちょっと間に新制度への移行が求められております。こういったことなど、公社等を取り巻く環境が大きく変化しております。また、さらに本県の財政状況、一段と厳しさを増していることから、今後とも、公社等のあり方や県の関与の必要性等について、徹底した見直しを進めていく必要があるということでございます。新たな改革指針を策定したいというふうに考えております。

次に、2の新たな公社等改革指針案の概要でございます。まず、(1)の基本的な考え方でございますが、①にありますように、公社等の役割、県の関与のあり方を徹底的に見直すことによりまして、公社等の統廃合及び経営自立化の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。それから、②でありますけれども、県の厳しい財政状況を踏まえまして、スピード感を持って、実効性、確実性のある改革を推進したいというふうに考えております。それから、③でございますが、第三者の視点の導入や、県民にわかりやすい公表によりまして、改革の透明性を高めていきたいというふうに思います。この3つを基本に、指針の策定に取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、(2)の見直し案のポイントでございます。まず、①の推進期間であります。これは、これまでと同様、3年間といたしまして、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。それから、②の対象

公社等の見直しでございます。この詳細につきましては、次ページ以降で御説明したいと思っておりますが、この委員会でもいただきました御意見なども踏まえまして、今回、基準を改正しまして、対象とする公社等の見直しを行うこととしたいというふうに考えております。この②のところの本文にありますように、従来からの基準であります県の出資につきましては、比率の低いものは対象から除外することとしまして、比率によって下限を設けるというふうにしたいと思っております。ただ一方で、新たに県の人的な関与、財政的な関与を基準に加えまして、より幅広い視点から県の関与度を判断しまして、対象公社等の追加あるいは削除を行いたいというふうに考えております。それから、③でありますけれども、各公社等における改革の方向性の明確化ということで、各公社等ごとに事業の公益性や県への収入依存度等の視点から、存在意義あるいは自立度を判断しまして、実施事業あるいは県の関与の見直しなど、改革の具体的な工程を策定していきたいというふうに思っております。次のページをお願いいたします。④でありますけれども、全体的な数値目標の設定ということで、改革の実効性を担保するために、新しい指針案では県職員の派遣数あるいは県財政支出額の縮減などにつきまして、全体的な数値目標を設定して取り組んでいきたいというふうに思っております。それから、⑤ですけれども、点検・評価の実施ということで、これまでもやっておりますけれども、毎年度、庁内に設置する委員会で点検・評価を実施し、そしてホームページで評価結果を公表する、こういった取り組みを行いまして、進捗状況の管理あるいは透明化を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、3でございます。先ほど申し上げました対象公社等の選定基準案、この見直しについてでございます。（1）の基準の見直しについてでございますけれども、「現行」を「見直し後」という内容に見直したいというふうに考えております。現行のほうをごらんいただきますと、②の特殊事情のあります社会福祉事業団、このほかは①のとおり、県が出資を行っている法人について、出資比率や額にかかわらず、すべてを対象としておりまして、これに対し、見直し後（見直し案）のほうでは、出資については、①にありますように、県の出資割合が25%以上であり、かつ、県が最大出資である法人というふうにしまして、対象を限定したいと思っております。

この出資比率25%の考え方でありますけれども、（2）の①出資（見直し）というところをごらんいただきたいと思っておりますが、地方自治法に基づく監査委員による監査対象法人の範囲、それから同法に基づきます議会への経営状況報告対象法人（現行50%以上）となっておりますけれども、これについて第29次の地方制度調査会が見直し案として25%以上というものを挙げしております。こういったものを踏まえまして、この割合以上というふうに限定したいと考えております。

次に、見直し後の枠内の②にありますけれども、見直し案では、新たに、県の関与が高い法人というものを基準として設けたいというふうに思っております。具体的には、（ア）でありますけれども、県職員を派遣している法人で、その法人収入に占める県の財政支出割合が50%以上または県の財政支出額がおおむね1億円以上であるもの、それから（イ）でありますけれども、これは、財政支出に関する基準は（ア）

と同じですが、人的関与の部分に関して、県の現役職員は派遣されていない場合でも、県の退職者が県の推薦によって常勤役員に就任している法人、これは対象に加えようとするものでございます。これについての考え方は、(2)の②にありますように、出資がない、あるいはわずかな場合でありましても、県職員が派遣され、かつ、法人収入の大半を県の財政支出が占めているような場合には、一般的にはやはり県の関与は高いとみなされると考えます。そういったことから創設するものでございます。なお、県職員の派遣につきましても、現役に限らず、OBが県の推薦を受けて役員に就任している場合も対象に加えまして、また、財政支出50%以上という比率だけではなくて、おおむね1億円以上といたしましたが、やはり多額の財政支出をやっているという場合には対象に加えるべきと考えて、このような基準としたものでございます。

次に、この基準案を県が出資、あるいは人的・財政的関与・支援を行っている法人に当てはめた結果、対象となる法人を次の3ページのほうの4に総括的に記載しております。それから、別紙のほうに、別表1、2、3、4といったものを別表にしております。これをあわせてごらんいただきながら御説明をさせていただきますと思います。本文のほうの表の中のまず別表1、出資の関係ですが、基準①に該当する法人が25法人ございます。これが別表1の表でございます。この表の一番上の部分に①出資(出捐)状況という欄がございますが、ここの出資割合が25%以上である、それからその右の最大出資者であるかどうかにかが丸がついている、この2つに該当するものがこの25法人であります。法人名にすべて網かけがかかっておりますけれ

ども、これは、現行の公社等改革指針の対象でもあるということを示しております。現行の49の法人のうち、ここに25法人、約半数が挙がっておりますが、この約半数の25法人がこの出資の基準によりまして、引き続き指針の対象となるということでございます。

次に、新しい基準の②の(ア)に該当する法人が10法人ございます。それが別表2でございます。この表の一番上のほうの②という欄で県職員、OB数という欄がございます。この中の県職員のところには該当がありまして、その右の③法人への県財政支出状況(21年度当初予算)というのがございます。そこの県財政支出割合が50%以上、または額が1億円以上という法人であります。なお、このおおむね1億円以上という基準につきましても、おおむねということですので、9,000万以上を目安にして考えておりまして、この表の6番目、7番目の物産振興センターあるいは職業能力開発協会、この辺は支出額は9,000万台で1億円に達しておりませんが、過去2年間の決算額等も踏まえまして、対象とするという取り扱いにしております。この新しい基準によりまして、ただいま申し上げた2つのほか、3番目の社会福祉協議会、10番目の体育協会など網かけのかかっていない8法人、これが対象に加わってまいります。

次に、大きい表をおめくりいただきまして、2枚目をごらんいただきたいと思っております。新しい基準の②の(イ)、OBが関係する基準ですが、これに該当する法人が4法人でございます。これらの法人には右端の総合判定(案)となっておりますが、その中に備考というのがございます。ここに記載しておりますように、OBが1名あるいは複数名いるんですが、そのう

ち役員に就任している者が、具体的にポストを書いておられますが、います。それから財政支出の欄の財政支出割合あるいは金額、この基準から該当するというところでございます。ここには公衆衛生センターほか4法人が新たに対象として加わることになります。

それから、今、この2つの新しい基準で、額につきましておおむね1億円以上というふうに申し上げましたが、この1億円以上の中に指定管理料が含まれている場合には、公募手続という、いわば競争により県と契約したものが指定管理料でありますので、それはこの1億円という額からは該当がある場合には除外することにしております。同じような考え方で、競争入札によりまして、工事の請負を受けたとか、あるいは業務の受託をしたといったものは、その金額を除外することにしております。

ちょっと細かい説明で大変恐縮なんですけど、その該当としまして、次の3ページの表をごらんいただきたいと思いますが、31番、視覚障害者福祉協会、ここは一番右に書いておりますOBが1名、理事として行っておりますが、財政支出割合は85.1%、50%を超えておるんですが、指定管理料を除きますと40%に下がる、こういったことで、基準②から外れることになります。同様に、34番の治山林道協会とか、あるいは50番の自家用自動車協会、ここも競争入札で車庫証明の関係の業務等を受けておりますので、その分の額を引きますと該当から外れるといったことがございます。

もとに戻っていただきまして、本文の3ページの4の(1)、(2)をごらんいただきたいと思いますが、ここに、いわゆるこの基準には該当しないんですけれども、対象とする法人を2つ掲げてございます。別表のほうにも掲げてお

りますけれども、まず、ソフトウェアセンターでございますけれども、これにつきましては、出資の目的に照らして法人のあり方を検討する必要があります、また、累積欠損金を抱えておられて、経営状況についても留意する必要があるということから、商法法人でございますが、一応対象にしたいというふうに思っております。それから、(2)ミヤチクでございますけれども、出資のあり方について引き続き検討をする必要があるということで、基準には該当しませんが、この2つの商法法人につきましては、いわゆる指針の対象としたいというふうに考えております。以上の結果、対象法人数は、4の表にありますように、41法人ということになります。現行が49でありますので、8つ少なくなるということでございます。

最後に、3ページの5の公社等改革指針の対象としない法人でありますけれども、これは、本文の表にありますように、基準①に該当するが、対象としない法人、それから①、②いずれにも該当しないので対象としない法人、65法人を対象としないこととしたいというふうに思っております。

まず、基準に該当するが、対象としない法人につきましては、大きい表の別表5にも記載しておりますが、本文のほうの(1)をごらんいただきたいと思いますが、生乳検査協会でございます。これは、21年度末に解散することから対象としないということでございます。それから、信用保証協会、漁業信用基金協会、これにつきましては、特別法に基づく法人でございます。融資の際の公的な保証人になるということでございます。これにつきましては、基本財産への出資につきましては、国の信用補完制度の枠組みの中で、国や県、市町村、金融機関が

協調して行う、それから監督庁も国である、こういった事情から、他とはちょっと性質が異なるということで、対象から除外したいと思いません。この3つの法人につきまして、基準に該当しますが、対象としないというふうにしたいと思いません。

それから、いずれにも該当しない法人が62法人ございまして、これは大きな表の2ページから3ページにかけて別表6ということで記載しております。この中で、特に申し上げるものとしたしましては、大きな表の別表6の中の3番目と4番目に県南地域新地場産業創出センター、都城圏域地場産業振興センターがございしますが、これにつきましては、県の出資比率が25%を超えておりますけれども、最大出資者がそれぞれ日南市、都城市であることから対象から除外しております。

以上のような基準の見直しを行いました結果、大きい表の2ページのところに、別表5の生乳検査協会、信用保証協会、漁業信用基金協会の3つと、別表6のアイバンク協会から青島リゾートまでの17、この20が今回の見直しで対象から外れまして、一方で、別表2、別表3の網かけをしていない12法人が新たに加わる、そういう出入りになりまして、49法人から41という法人数になるところでございます。

説明は以上でございますけれども、公社等につきましては、県が出資、あるいは人的・財政的支援を行っておりますけれども、やはり独立した法人格を有しております、この改革等に際しましては、県と公社と双方が十分な理解と共通認識を持って取り組むことが必要であると思えます。今後、対象とする公社等につきましては、これまでこの委員会委員の皆様からいただきました意見等も十分踏まえながら、具体

的な改革工程の策定を進めていきたいというふうに思っております。

それから、この指針案全体につきましては、今後、策定作業を進めまして、年内には最終に近いような案をまたお示しできるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○丸山委員長 説明は終わりました。質疑等がありましたら、御発言をお願いいたします。

○鳥飼委員 基本的な考え方について、まずお尋ねをしたいと思います。対象公社の選定基準というのが、法人への出資割合が25%、出資の限度を設けて、これは自治法の改正等がありますから、ということで、前回は現行の分というのは一律に計上しておったということで、いかにも機械的な感じはしていたんですね。ケーブルテレビとかですね。それぞれの実態に合わせたということになるのかなと思っておりますけれども、基本的な考え方も書いてありますけれども、補足で説明をいただきたいと思えます。現行の出資法人を、今までは自治法で決めたのでは50だったわけですから、それをなぜ変えていったのか。

それから、1億円ということなんですけれども、例外があつて9,100万も1億円ですわということなんですけれども、果たしてこれがおおむね1億円以上と言えるのかどうかということもあるんですけれども、基本的な考え方をもう一回説明していただきたいと思えます。

○桑山行政経営課長 まず、出資についてでございますけれども、委員のお話のように、これまで一律にやっておりました。そうした中で、環境科学協会あたりにつきましては非常に少ないという御指摘もいただいたところでございます。そうした中で、自治法では50%という基準

がございましたし、監査対象では25%という数字がございます。それから、他県のほうでも一定の比率ということで25%以上を設定しているところもございます。公社等の改革に関して、いわゆる全庁的なこうした指針のレベルで対象としてやるには、やはり25%程度、相当程度の出資比率があるものを対象としたほうが好ましいのではないかとということで、このような基準、25%を設定したところでございます。もちろん、25%未満のものにつきましても、従来からと同様に、各部局、各担当課におきまして、引き続き指導等を行っていく必要があるというふうに思っております。

それから、特に額についてのお尋ねであったと思いますけれども、比率の50%につきましても、特定の法人の収入の過半を県の支出が占めるというのは、やはり県として関与が高いということで、一定程度皆さんの御理解をいただけるのではないかと思います。ただ、その場合、対象法人の予算規模が非常に大きい場合には、多額の財政支出を行っていても、県の財政支出の比率が低いがゆえに対象とならないという状況が当然起きてまいりますので、そうなりますと、やはり県民の皆さんからの貴重な税金を使うという観点からしますと、一定の額、規模のあるものは対象として、やはり効率的な支出、効果の高いの支出方法を考えるべきであるということでこの額を設定しております。そういった趣旨でございますので、1億円というものも、明確に1億円を500万、1,000万下回ったら対象外とするよりも、過去の決算の数値も見て、1億円に近いところに県の支出額がずっと続いているようなところは、対象に含めるほうがむしろよいのではないかとこのように考えて、9,000万という数字も運用上、設けていると

ころでございます。

○鳥飼委員 考え方はわかりましたけれども、ただ、9,100万か1億かということで、恣意的になる部分も出てくるのではないかとこのことを懸念するものですから、その辺の運用はしっかりお願いをしておきたいと思えます。

確認なんですけれども、2ページの下段の県の関与が高い法人（創設）なんですけれども、これの2行目の「法人収入の大半を県からの財政支出が占めているような場合」、これは50%と見ていいのでしょうか。

○桑山行政経営課長 この2行目の記述は、一般的には県民の皆様あたりが受けとめた場合の大半という表現をしております。そこの受けとめ方はいろいろあるかもしれませんが、具体的な基準としては、これを50%というふうに設定をしているところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

それと、指定管理料の件なんですけれども、指定管理料は競争入札で云々とかいうような御説明がありましたけれども、これもやはり県の財政支出額に変わりはないわけで、これを除外するという事は、やはり取引になるわけですから妥当ではないような感じがするんですけれども、指定管理料も年にし直して算定すべきではないかというような感じがするんですけれども、そこ辺についてお伺いします。

○桑山行政経営課長 指定管理の件につきましては、本県での指定管理の仕組みにつきましては、公募によりまして、委員会をつくりまして審査をして決定するというところで、そこに一定の競争が働いて、特定の法人なりが指定管理者となるということでございまして、いわば契約でいいますと随意契約というものがありますけれども、それに対して競争入札になります。

今の本県での指定管理者制度というのは、いわば競争入札の形で法人が決定されておりますので、そうして受ける指定管理料というものは対象外としてもよいのではないかというふうに考えて、外すことにしております。

○鳥飼委員 確かに、競争が働いてはいるんですけれども、ほかの財政支出についても議会のチェックも働いているということなんですけれども、ここだけ外すと、げたというか、基礎になる部分、そこを外してしまうわけですから、ぐっと下がってくるというのもありまして、私はそんな感じがしておりますのでお尋ねをしたところでございます。

それと、指定管理者のはたくさんありますね。公園協会とかいろいろありますが、それは今の質問の中に含まれると思いますので、それはそれでお答えいただいたということにしたいと思いますが、例えば、対象としない法人、別表6の50番の自家用自動車協会というのがあります。ここは、確かに、競争入札につきというようなことにはなっておるんですけれども、財政支出割合が8割、そして支出額が1億1,000万。かなり額が多いんですね。人的なところも県のOBが7名というようなことになっておりまして、ここは妥当なのかなというような感じがしております。この御説明をもう一回お願いできますか。

○桑山行政経営課長 自家用自動車協会の件について申し上げますと、ここが自動車保管場所現地調査業務を県から受託しております。車庫調査業務というんでしょうか、こういったものを受託しておりますので、これがいわゆる競争入札ということでございまして、それを除きますと、この備考欄にありますように、すべてが競争入札でございますので、そこが競争入札に敗

れてこの仕事をとれなかったら県の支出はゼロになるということでございます。そうしたことから対象外にしておるところでございます。

○鳥飼委員 確認しますけれども、車庫の認定検査、この自動車協会以外にそのような団体というのは県内にはあるんでしょうか。

○桑山行政経営課長 具体的な団体名等は把握していませんが、この競争入札に参加したところはあったように伺っております。

○鳥飼委員 私が申し上げたいのは、1カ所ではないかなというような感じがしまして、1カ所でしたら、ここがとらざるを得ない。確かに、聴覚障害者センターとか、そういうところは当然、そこになるべきだということもございまして、この場合は、もし、そうだとするならば、妥当ではないんじゃないかなというような感じがしますので、申し上げました。

もう一点なんですけれども、61番、スポーツ施設協会というのがありますけれども、これも指定管理料が入っているからというようなことなんです。県の財政支出額は3億9,800万で支出割合が89%と非常に高いんですね。ここらあたりも指定管理料を除くとというようなことになっている。これも額が極めて高いので、私は妥当ではないんじゃないかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○桑山行政経営課長 スポーツ施設協会、今、お話のありましたように、ライフル射撃場と運動公園内の施設を指定管理者として受託しているところでございますけれども、これもやはり競争によるものでございまして、委員会のほうで調査に行かれた際にも、教育委員会からお答えしておるかとも思いますが、もし、指定管理者になれなかったらということで、やはり解散になるというようなことを教育委員会のほうで

も申し上げておるようでございます。そういった競争性のある指定管理をとっているという状況でありますので、額は大きいんですけども、除外しております。ただ、指定管理の関係につきましては、公社等改革からの視点ではなくて、指定管理者制度の中で、公募の際の条件をちゃんと設定するということとか、あるいは受けたところに対して、モニタリング等の実施によって適正な公の施設の運営をやっていたかどうか、そういった指定管理制度の面からのいろんな適正化が必要な場合は図っていく必要があるというふうに思っております。

○鳥飼委員 私が指定管理者のことを申し上げるのは、指定管理者の運用の中で、たびたび申し上げてきましたけれども、職員の採用のあり方といいますか、身分のあり方を含めて、果たして大丈夫なのかなど。私も知るすべがありませんので、直接こういう問題があったというような聞き方しかできないものですから申し上げたわけなんですけれども、そこは原課といいますか、担当主管課がチェックといいますか、していくということになるだろうと思うんですけれども、そこあたりも私も一定程度申し上げる場面があってもいいんじゃないかということで今、課長にお聞きしたところです。結構です。

○十屋委員 個別の一つ一つのあれは別なんですけど、基本的な考え方で、今、鳥飼委員が言われたように、先ほど課長の説明の中で、県民の皆様からの大切な税金を使う考えからということで取り組まれているという、その基本的な考えがあって、その反面に、指定管理者と業務委託は対象外と、競争性をもってということなんですけど、そのあたり、考え方がそこにあって、今、議論があったように、どちらにスタンスを置くかによって変わってくるんですね。外すも

のが出たり、追加するものが出たりと。だから、競争性のところ、それから1億円を除いてとかいろいろあったんですが、公募によって指定管理者から外れたらその組織自体がなくなるというのと、随契でやってしまったほうが管理としてやりやすい、もとに戻したほうがですね。今、いろんな議論が出るんですけども、結局そのあたりでどう判断するかなんですが、今、聞く中では、指定管理者制度の中での競争性というところを重きに置かれて、除外されているというふうにもどうしても聞こえるので、そのあたりと、それから公社等改革の最初の必要性のところ、公社等を取り巻く環境は大きく変化して、先ほど出ましたように、民の公益性の増進、そのあたりからするとどうなんだろうかなど。そして、県の財政状況が厳しい、やっぱりある程度そのあたりも加えていくべきじゃないのかなという思いがするものですから、そのあたり、もう一度聞かせていただけますか。基本的に税の使い方としてどう思っているのかということがあるものですから。

○桑山行政経営課長 指定管理料を除くことが妥当かどうかということであろうかと思っておりますけれども、基本的に、指定管理というものを公の施設について行う場合に公募をします。そうなりますと、極論しますと、どこが手を挙げてくるかはわからないという状況であろうかと思っております。いわば契約の相手方として不特定多数に対して公募をして、結果として複数の法人なりが手を挙げてきたと。それを委員会で審査をして相手を決める。いわば契約の当事者といえますか、相手方という立場が指定管理の受託をした法人であろうかと思っております。その法人が県の関与している法人であったりということもあるわけなんですけれども、基本的には、指定管理を

受けた法人との関係というのは、管理を受けた以後も、今度は適正な運用についてチェックをすべき、いわば契約の当事者、相手方として対応する部分、当然出てまいりますので、そうなると一緒に改革を進めていくというような世界とは別の分野といいますか、契約の当事者同士という意味で除外すべきではないかというふうに思います。

○十屋委員 3ページのところに、対象としないう法人については、各所管部局が指導・監督すると書かれてあるので、それは間違いないことで、現在やられていることですから、それに何の異論を挟むこともないんですけれども、私が先ほどお聞きしたのは、税の使い方のところと制度上の仕組みの考え方の違いなのかなというところを今感じたものですから、質問させてもらったんですけれども、やっぱりある種、基本的には先ほど課長が大事なことを言われたので、大切な税金をどう使うかというところの視点に立ち返ったときには、やっぱりある程度見直しをするべきなのかなというふうに個人的には思っていましたので。

○桑山行政経営課長 御指摘のとおり、指定管理料で費やす県の支出も、全く公社等への財政支出と同じであります。当然、指定管理の仕組みの中でいかに最小の経費で指定管理を進めていくかという、そちらの方面で効率性と県民サービスをより高めていく、そういったものを指定管理者制度の中で財政支出の縮減なりは努めていきたいというふうに思っております。

○福田委員 同じ件ですが、自家用自動車協会とスポーツ施設協会、昨年の常任委員会で両方とも話題になった団体でございますが、私も今、鳥飼委員の話を聞いて思い出したんですが、自家用自動車協会の設立はディーラーです

ね。構成員はどなたですか。

○桑山行政経営課長 少々お待ちください。

○福田委員 いいです。それで、当時、常任委員会で問題になったことは、これは車庫証明の発行をやるところですよ。車庫証明の発行を過去をずっと独占的にやられてきたんですが、自動車の新規登録をやる場合の諸経費をずっと見ますと、かなり大きな金額になっているということがわかると思いますが、その中で、競争性と書いてありますけれども、ディーラーが構成している協会ですから、そんなに競争は働かないと私は見ているんですが、例えば、個人がそんなに新しい車庫を次から次からかえるわけではないですね。大体1人の人が一生の間に車庫を2回も3回もかえることはあり得ないんですね。通常でありますと、2回目以降は転居等がないとそんなに経費はかからないんです。しかし、車庫証明としては一定金額をずっと新しい自動車の購入者は支払いをしなくてはならないわけですね。そういう意味で、自動車登録に係る諸経費の削減から考えますと、もっと競争力を働かせるために、自家用自動車協会等についてはあり方を変えるべきではないかと。国との関連とかディーラーとの関係とかいろいろ出てきましたけれども、これは外に置いておくのではなくて、せっかくこの行革委員会ができたんですから、しっかり検討をする必要があるんじゃないかなと、そういう気持ちを昨年の常任委員会の論議を通じて考えました。

スポーツ施設協会等についても、文教の委員会で論議がございましたが、これも大きな金額ですから、除外はどうかという感じを持ちました。

それからもう一つ、現地調査をしましたミヤチクの問題ですが、私は検討に入ってよろしい

と思うんですが、これは国との関係がありましたね。当時、委員会の調査で、社長みずからお見えでしたから、お聞きをしました。そのときに、宮崎県のブランドとして売り出す場合に、宮崎県の出資が入っている、あるいは国の農業振興・復興の出資が入っているということは、消費者に対する安心感ということがありましたね。その辺ぐらいいかなということで私も感じたんですが、その辺もあわせて検討をしていく必要があるんじゃないかなと、こういうふうを考えています。

○桑山行政経営課長 ただいまのミヤチクの件につきましては、他県でも同じような出資構成を持っているような団体等もございまして、配当金が払われていないとか、そういう状況もあるようでございます。そういった意味では、大きな仕組みの問題なのかもしれませんが、出資という状況がある以上、引き続き課題としてこの中にとどめておきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○福田委員 検討されて結構ですよということです。検討されるのが、この前の現地調査の中で社長から出た意見を聞きますと、そういうブランド効果もあるのかというような気持ちを持ったから、大いに検討をしてくださいということです。

○高橋委員 確認ですけれども、さっきの指定管理の関係で、指定管理料の中の競争の原理が働いているという根拠を説明されたわけですが、中に公募しても1者しかなくて、その1者がそのままストレートに指定管理になっているところもありましたね。視聴覚障害者協会とかはそういうところじゃないですね。その確認だけさせていただきます。

○桑山行政経営課長 ただいまお話がありました県立視覚障害者センターあるいは聴覚障害者センターにつきまして、それぞれ視覚障害者福祉協会、聴覚障害者福祉協会が指定管理者となっておりますが、ここは1者でございます。ほかに手は挙がっておりません。ちなみに、スポーツ施設協会の指定管理のところでは、2者応募がありまして、選定の結果、スポーツ施設協会が指定管理者となっております。

○高橋委員 特殊なところもいろいろと配慮すべきところはあるんでしょうが、例えばスポーツ施設のところはたまたま2者だったんですね。次のときに1者だったときはどうされますか。

○桑山行政経営課長 県としましては、不特定多数への公募ということをとりますので、なるべくたくさんの方に応募していただきたいということでございますが、結果として1者しか来ない場合には、粛々とその基準に従って、基準に達すればその1者を指定管理者とせざるを得ないというふうに思ひます。

○高橋委員 当然、現にあるわけじゃないですか。1者で指定管理で選定したところがあるわけですね。例えば県立芸術劇場なんかもそうですわ。でも、そこはたまたま今回の対象の範囲となる、別な条件になっているわけで。そうじゃなくて、ただいま言ひましたスポーツ施設の関係で、1者でもいいんですよ。それをたまたま今度、範囲の見直しをされましたから、その中に1者の場合は、競争が働いていないということで、指定管理料を除いて50%を下回っても範囲とするかどうかという確認です。

○桑山行政経営課長 指定管理者につきましては、県とは、発注者と受注者というようなことが指定管理に関してもあるわけございませ

て、指定管理をやっていただく中では、県としては、適正に行われているかチェックをするような立場、相対するといいますか、そういう立場にも立つわけでございまして、入り口のところの競争性のことをまず申し上げましたけれども、その後の関係にしても、県と指定管理者の立場がそういうチェックする関係であるとすれば、除いたほうがよろしいのではないかと。県が経営に口を出すといいますか、関与するということなところは控えたほうが望ましいのではないかというふうに思います。

○丸山委員長 我々の意見から総じて感じていますのは、ちょっと確認をしたいんですが、今回の改革指針を49から41に絞ったと。入った分、減った分もあるんですが、いつまでに我々の意見を聞いてこの41をふやすことができるのかできないのか、その考えがあるのかないのかをまずお伺いしたいと思います。

○桑山行政経営課長 今回、案ということでお示しをしているところでございます。また、委員会の御意見等を踏まえて、その辺は検討する必要がある場合には検討したいというふうに思います。

○山下総務部長 先ほど、行政経営課長が選定の基準というのをるるお示ししたんですけれども、私どもとしては、かなり広くとったと思っております。ただ、そういう中で落ちていくやつを個々に見ると、何でこれが落ちるのかというのは、先ほどからの御意見のように、いろんなお話が出てくると思います。ただ、我々は、ある線を引いて、その上のものについて対象としますよというところは、相手は法人でございまして、それと県民にとって、我々がどういう県として責務を果たすかという部分を明らかにしないといけないという意味で、線の引き方と

いうのはそれなりに理屈といいますか、きちんと考え方をしておく必要がある、そういう意味で我々の示した案で、もちろん、これを委員会で御議論いただいた上で、こういうのは加えるべきだと、それはこういう基準で引いたら対象になるべきだというふうに、できればそういうお考えでお示しいただくとありがたいと思います。

○丸山委員長 また委員協議の中で詰めさせていただきますので、こちらのほうの意見をまとめて、総務部のほうにまたこういう意見が出ましたということで取りまとめを早急にしていかないと、恐らく今年度中にはこの改革指針がまとまると思っておりますので、そうなると、いきなりこれを入れてくれと言われても、なかなか改革指針ができないというふうに思っておりますので、早いうちにこちらの方針を出させてただこうと思っております。

ほかにございせんか。

○井上委員 公社等の改革の指針の見直しというのは、本当に必要性があると思うので、しっかりやっていただきたいと思うんですね。この行財政改革という言い方からすれば、公社のありようというのを、改革をしていこうとしたときに、ただ公社をつぶせばいいとか、そういう議論ではないと思うんです。一方では、本庁として持っている仕事について公社じゃないといけないのかということと、それはきちんと整合性のある形をとらないといけないと思うんですね。本庁は何をするのか、公社は何をするのかということが明確でないといけないと思うんです。そこというのは十分に庁内の論議というか、それはされているものかどうか、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○山下総務部長 まさに政権過渡期でございま

して、その考え方というのは、恐らく相当変わってくる部分もあるかと思えます。官と民の仕分けの問題も、特に指定管理者制度がもともと出てきた趣旨のその基本的な考え方のところから変わってくる可能性もございます。私どもは、これまでいわゆる無駄な支出という部分を、こういった非常に厳しい財政状況の中で、それを縮めていきたいというのが基本にございまして、その基本は変わらないけれども、ただ官と民でどこで線を引くかというところは、恐らくこれからも多分、変遷もあると思えますので、線引きをどこでするかという問題はありますけれども、今回こういう形で新しい案をまた立てるわけですけれども、それを3年間変わらずに同じような物差しでやれるというのは、これはちょっとまた、留保が必要かなというふうな気はしております。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員 その他でいいですか。

○丸山委員長 はい。

○井上委員 一つお聞きしたいんですが、実は今、私は商工建設常任委員会に所属してまして、入札制度改革について今、議論中です。制度の見直しというのは順次されてはいるんですが、きょうの午後には、知事に政策的というか、政治的判断が非常にかかわるところが大きいということで、委員会に知事に来ていただいてお話をするようになっていきます。委員会の議論の過程で出てきたんですけれども、公共三部と行政経営課、いわゆる総務部がかかわって今回の入札制度改革については、知事の政治判断も含めて、官官のああいふ事件があったということも踏まえた上での入札制度の改革だったんですね。あのときの知事の政治的なマニフェス

トによるメッセージ性と、それと現実の今の業界の疲弊といいますか、地方の今の公共事業が減ったことも含めてですけれども、そういう周りを取り巻く環境によって違ってきているというのは事実なんです。それで、総務部の言う行財政改革の中での入札制度改革が占める部分といいますか、そこに期待するものというのはどの状態にあるのか、今でもその状態はどれほどの期待度があるのか、そこをちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○山下総務部長 難しい御質問ですけれども、先ほど、行財政改革、やはり我々、財政が非常に厳しい中でというふうに申し上げましたが、一方で行財政改革の5つの項目の中で言っておりますのは、やはり職員の意識改革なり、あるいは透明性の向上ということをおっしゃるので、単純に財政的にということだけではないのかなという気はしております。

○井上委員 公共三部が財政の改革というか、できるだけ絞ろうということを考えて、皆さんが決めたときのこの入札制度改革については、そういう視点ではなかったというふうに理解していいということですか。

○山下総務部長 やはりあの不幸な事件を前提に、透明性の高いということを基本に据えたんだろうと思えます。

○井上委員 その視点だけで、財政的に期待するものだけではなかったというふうに理解していいということですか。

○山下総務部長 財政的にも当然期待される部分はあるんですけれども、ただ、やはり入札制度改革は透明性の信頼回復というのが根本だと思います。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、総務部の説明を終わりますが、先ほどもお話ししましたとおり、今後、改革指針の、今、41ですけれども、この後、委員協議をさせていただいて、私のほうから総務部のほうに直接お伝えするというスタンスでよければ、そのようにさせていただこうと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ないようですので、以上をもって総務部の概要説明を終わります。総務部の皆さん、退席されて結構でございます。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時4分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、総務部のほうから説明がありましたけれども、範囲に関していろいろ御意見を賜ったと思っております。いろいろ意見も出ましたので、私のほうで集約といいますか、ある程度見たときに、指定管理料もしくは一般競争でも、やはり県がかなり支出しているんじゃないかということころは、何らかのもう少し基準を入れてやるべきじゃないかという意見が多かったというふうに思っております。その中で見たときに、県からの財政支出割合が、県としては指定管理料をのければ50%以下のところは外しているんですけれども、この数字を見たときに、3ページのところをよく見ていただければわかりやすいと思っておりますが、例えば、31番の視覚障害者福祉協会、もしくは治山林道協会もなりますか、またプラス、50番の自家用自動車協

会、80%以上の財政支出がありますので、こういった一定の基準として80%を超えているところは、かなり県からの財政支出等が多いとなれば、なおかつ、県からの職員、OBなりが関与をしているのではないかというような部分もあるところは、当委員会としては、今回の改革指針の項目に挙げるべきではないかというようなことで、個別個別で出すのか、もしくはある程度の基準で出したほうがいいのかということのことでさせていただければと思っておりますが、こういう80%以上とか、かなり関与が高いんじゃないかと、さらに人も行っているんじゃないかというような基準で要望を出させていただければと思っておりますが、御意見を賜りたいというふうに思います。

○井上委員 委員長の意見に賛成します。

○丸山委員長 2ページにも男女共同参画推進機構、これが指定管理料を入れると98%ということになりますので、そういったところもやはりいくべきなのかということのを、その場合、ここは職員が行っていないということになるものですから、「かつ」にするのか、「また」にするのかということ、どちらのほうがいいかというので御意見を賜ればと思っております。

○井上委員 基準で線引きをしたほうが良いと思うんです。今、委員長が言われたように、80、それとOBが行っているというところについては該当させたほうが良いと思います。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○河野哲也委員 指定管理者という制度そのもので、結局、我々の委員会を対象にする、しないというのは、改革させるということですね。ということは、結局、これで例えば対象にするということ、じゃ、我々がどうさせようとするかと考えたときに、指定管理者制度の中でそ

ういう改革が、結局、基準見直しとか内容見直しとかができるものであるならば、我々の委員会で扱う必要があるかどうかという部分で、対象にするかどうか、よくわからないので。

○丸山委員長 恐らく、この指定管理を認めるときには、3年とか5年のときに委員会に一度報告して、その後はなかなか報告というものは、経営の状況とかがはっきりわかってきていないということでありますので、それをちゃんと行政のほうで公のホームページ等を使って今後公開していくという形になっていくんだらうというふうに思っています。そのかわり、この後、議論させていただきたいんですが、議会のほうには報告するというにまだなっていない状況なんです。指針をつくっただけというような改革案でありますので、その後、できればそういったところを含めて今後、議会のほうに報告していただいて、議会のほうから、ここところは経営はこうだから、もう少し統合したほうが効率よくなるんじゃないかというような助言・指導を県のほうに伝えて、県のほうがその後、公社等のほうに助言・指導をしてほしいという努力義務しか、こうしなさいというのはなかなか難しいと思っているんですが、第一歩としてその土俵に上げるかどうかというふうに私は考えているところなんですけれども。

○鳥飼委員 一定の基準を、先ほど、①と②の（ア）と（イ）とあったんですけども、その中に基準を明確に設けて、それに合致をするものについてやっていくと、合致をしないものはやらないと。指定管理者をうたっていないんだから、後で指定管理者については、競争がありますから、これは入れないんですよと言われても、それはちょっと話が違うんじゃないかと。どうせ入れるからには前のほうに入れて、指定

管理者はこうこうしてこうだというふうに入れるか、やっぱり統一した基準を置くべきだと思うんですね。それに合致をする分について、やっていくようにしたほうがいいと思います。

○丸山委員長 では、まとめさせていただきますが、できますれば、当委員会の意見としては、その統計によって県からの支出が80%以上のもの、かつ、OBが行っているということがいいのか、OBは行っていない、例えば先ほど言いました21番のほうはOBは行っていないんですけれども、98%で指定管理料になっているんですが、こういうところは省いてもいいのかという、そこだけ確認をさせていただきたいと思います。

○星原委員 出資している、要するに税金だから、その数字でパーセントを幾らにするかを決めたら、それは入れてもいいと思います。

○丸山委員長 それでは、まとめさせていただきます。法人への県の財政支出割合が80%以上のものはOBが行っていようが行ってまいが、関係なく対象としてほしいというような意見で取りまとめてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 では、そういう形で決めさせていただきます。取りまとめは一応文章化して総務部のほうにはお伝えをしたいというふうに思っておりますので、それでよろしければ、一任していただければありがたいと思います。

それでは、協議に続きますが、協議事項（1）の出資法人等への関与事項を定める条例についてであります。

当委員会では、これまで、抽出した個別公社等について、県の関与状況等を調査してまいりましたが、公社等の健全な運営を確保していく

ためにも、今後引き続き、県議会として、公社等と県のかかわり方を監視していく必要があるのではないかと考えております。その一つの方法として、他県においては、「出資法人等への関与事項を定める条例」を定めて、これに基づき、知事等に公社等の経営評価を実施させ、その結果を県議会へ報告させる仕組みをつくっている例があります。そこで、本日は、当条例に関する各県の状況について、事務局に説明してもらい、その後、委員から当条例に関する御意見をお伺いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、書記より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○松下書記 それでは、御説明いたします。お手元の資料1をごらんください。出資法人等への関与事項を定める条例についてであります。

まず、全国の状況ですが、同様の条例を制定している府県は7府県でありまして、京都府、大阪府、宮城県、福井県、島根県、茨城県、三重県となっております。茨城県のみが知事提案ですが、そのほかは議員提案の条例となっております。なお、茨城県につきましても、議会のほうに「県出資団体等調査特別委員会」というのが設置されていて、そこでの議論を受けて、執行部側が条例提案に至ったということになります。

次に、条例の概要についてであります。別紙のほうの主な府県の例によりまして、具体的な例を説明したいと思いますので、後ほど、説明いたします。

その前に、下の参考のところですが、公社等の経営を監視・評価する制度の本県の状況につ

きまして、改めて主な2つを御説明しておきます。まず1つ目が、経営状況の議会への報告でありまして、これは、地方自治法に基づいて、県が2分の1以上出資している法人に対して各法人の経営状況を説明する書類を議会へ提出させるものです。経営状況を説明する書類というのは、いわゆる事業計画書と決算書でありまして、これが毎年6月定例会に報告されております。

なお、下の注ですが、国の第29次地方制度調査会において、この議会報告対象法人を「2分1以上出資」から「4分の1以上出資で条例で定めるもの」に拡大すべきとの答申がなされておりまして、今後、地方自治法の改正が見込まれているところであります。

次に、2つ目の制度としましては、公社等の点検・評価制度、これがいわゆる行政経営課が行っている公社等経営評価であります。これは、公社等改革指針に基づきまして、指針の改革対象公社等について、各公社等の改革の進捗状況や経営状況について点検・評価を行いまし、その結果をホームページで公表しているものであります。これは毎年12月下旬にホームページで公表されております。

それでは、2枚目の別紙のほうをごらんください。条例の主な府県の例であります。ここでは、施行日の新しい順に京都府と大阪府、それと来月の県外調査でこの条例の運用状況を調査する候補となっております島根県の条例を記載しております。

では、京都府の条例をごらんください。まず、第1条、目的ですが、この条例は、府の出資法人へのかかわり方を定めることにより、府が出資法人を通じて実現しようとする行政目的の効果的かつ効率的な達成を図るとともに、公

正で透明性の高い府政のさらなる推進に寄与することを目的とするとなっております。

第2条、定義ですが、ここでは条例の対象とする法人の範囲を定めております。この条例において、「出資法人」とは、府が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人であって、次の各項のいずれかに該当する法人をいう。(1)府の出資割合が4分の1以上の法人、(2)府の出資割合が4分の1未満の法人のうち、その業務が府の事務または事業と密接な関連を有する法人であって、前号に規定する法人に準じて取り扱う必要があるものとして規則で定めるもの、この2つの条件がございます。第2項、この条例において「経営評価」とは、出資法人の設立目的を踏まえ、事業が効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて、当該出資法人みずからが事業全体を分析し、総合的に評価を行うことをいう。

第3条、府は、出資法人の設立目的を踏まえ、出資法人との協働により、府民福祉の向上に努めなければならない。

第4条が経営評価についてですが、知事、教育委員会、公安委員会は、出資法人に対し、事業年度終了後に当該年度の経営評価の報告を求めるものとする。出資法人は、前項の規定による求めがあったときは、知事等に対し経営評価の報告を行わなければならないとなっております。

次に参りまして、第5条、議会への報告等がありますが、知事等は、毎年度、前条の規定による報告の内容について議会に報告するものとする。第2項、知事等は、議会が必要と認めたときは、前条の規定による報告に対する知事等の評価について議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

第6条、知事等への意見、議会は、府が出資している法人の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができる。第2項、知事等は、前項の意見を尊重し、当該法人に対し、その権限の範囲内において助言、指導その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

第7条、自律的運営等への配慮、知事等は、前3条の規定の適用に当たっては、府が出資している法人の自律的運営及び府以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

第8条は省略いたします。

附則の第2項、第4条の経営評価、第5条の議会への報告の規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する出資法人の当該事業年度に係る経営評価から適用するとなっております。

京都府でいいますと、20年4月が施行ですので、20年度分について、21年度、今年度の議会で報告される予定となっているということを伺っております。

1枚戻っていただきまして、大阪府と島根県につきましては、おおむね同様の内容となっておりますので、説明は省略いたしますが、それぞれの第2条の条例の対象法人の定め方が異なっておりますので、この点だけ御説明いたしておきます。

大阪府の第2条、これらの条例において、「出資法人等」とは、資本金、基本金その他これらに準ずるものの府の出資割合が4分の1以上である法人で、府の行政運営と密接に関連性を有するものとして当該法人を主管する知事等の規則で定めるもの及び出資法人以外の法人の

うち、府が財政的援助または人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている法人で、知事等の規則で定めるものをいうとなっておりまして、京都府の場合は、出資法人と限定をしておりますが、大阪府の場合は、出資法人及び出資法人以外の法人で、財政的援助が多大で規則で定める法人を対象としております。

島根県の第2条、こちらは第2項になりますが、この条例において「評価対象法人」とは、別表に掲げる県の人的及び財政的支援の状況並びに県の出資の割合から、経営評価を実施する必要があると認められる出資法人をいうということで、島根県は、一定の基準は設けているんですが、別表形式で羅列して対象法人を決めているという状況です。

説明は以上です。

○丸山委員長 説明が終わりました。それでは、質疑といいますか、御意見等がありましたら、発言をお願いしたいと思っております。なお、先ほど説明がありましたように、この後、協議もするんですが、来月の県外調査で、一応、島根県のほうにはこの条例ができてどうだったのかということを含めて調査するようにしております。参考にさせていただければありがたいと思っております。

○井上委員 出資法人との協働等のところで、京都府は「出資法人との協働」、大阪府は「自律的運営等への配慮」、そして島根県は「県の責務」となっておりますけれども、この責務というのと、この2つの府との違いというのは何かわかるんですか。

○丸山委員長 私のほうからなんですが、条例をつくるかつくらないかということを含めて、まずそれから入った後、細かく、これを参考にしてい

ただいてやっていただければありがたいのかなと。今後つくるべきなのか、つくらざるべきなのかをできるだけ早目に協議をしていただければと、細かく入る前に、それをまず協議していただけると助かるかなと思っております。

繰り返しになりますが、今の状況が地方自治法上では50%を出資しているものだけが、ここに書いているとおり、事業計画び決算だけが出ているんですけども、評価とか何もついていない状況で、チェックがかかっているのかというのが非常にあいまいだというふうな思いがあるものですから、②にある公社等の指針を、改めて今年度中に新しい指針をつくりますので、それをしっかり議会としてもチェックできるような体制をやるべきではないのかなという思いがありまして、そのチェックをするためには、条例等を定めないと議会のほうには報告してもらえないという形になるんじゃないかなと思っております。

そのかわり、今は毎年6月の定例県議会で報告していただいているんですが、6月に間に合うのかということ非常に厳しい面もあるんじゃないかと。今度、条例化して報告してもらおうとなると、議会の日程もちょっと窮屈な面もあるかもしれませんが、その辺は議会のチェック機能の強化ということで御理解を賜って、各常任委員会ごとにチェックをしていただくスタイルになるんじゃないかなという思いがありますので、そういった方向で進めてよければ、まずは条例を制定すべきなのかどうかをお伺いしたいなと思います。

○緒嶋委員 経営評価とかそれぞれの法人に対する緊張感を持って経営をやっていただくという意味からも、議会の責務として、条例化して明確な議会のチェックまでできるようにしてお

くことが必要じゃないかと。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 今、緒嶋委員のほうから条例化をしてしっかりチェック機能の強化をやるべきという意見が出ましたので、当委員会としては、そのように条例を検討すると。いつまでというのではなく、検討するということをまず決めさせていただいて、この条例化に当たりましては、県議会のルールがある中に、各党派集まった中で検討会議を開いていただいて、その後、その検討会議の中でそういうことであれば特別委員会の中で細かい条例はつくってくださいという指示があれば、その中で動くというふうになると思っておりますので、一回検討会議のほうに当委員会の意見として、こういう関与条例をつくりたいんだがという申し出をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように条例を検討するというのを決めたということで、検討会議のほうに申し入れをさせていただこうと思います。

次に、協議事項（２）であります。県外調査についてであります。前回の委員会で一任を受けましたので、正副委員長のほうで調査日程案を資料２のとおり作成しておりますので、ごらんください。当委員会の調査事項として、公社等出資団体等に関する事、行政改革に関する事、予算編成のあり方に関する事の３つに配慮しながら、調査先を選定いたしました。

日程の詳細について御説明いたします。まず、10月28日、佐賀県庁で本部制システムに関する調査であります。本部制システムとは、庁内分権と言われており、本庁の各部に予算編成

や人員配置の権限をおろして、各部がみずからの責任と判断で各部内の予算や定数の配分を決定できる仕組みということであります。今回の調査では、このシステムの導入効果や課題等について、調査を行う予定であります。

翌29日は、島根県庁で出資法人等への関与事項を定める条例及び鳥取県庁でトータルコスト予算分析、予算編成過程の公開に関する調査についてであります。トータルコスト予算分析とは、予算編成において、通常は別々に計上されている事業費と人件費を、あわせて表記することにより、各事業の本当のコストを表現して、より実質的な費用対効果の判断ができるようにするものであります。今回の調査では、この取り組みの導入効果や課題等について、調査する予定であります。

最終日の30日は、岡山県庁で総合的な出先機関の設置に関する調査であります。岡山県では、昭和49年に、出先機関を生活圈ごとに整備・統合し、地方振興局という総合的な出先機関を設置しており、また、平成17年度からは、それらをさらに広域化させた県民局に再編するなど、総合的な出先機関の設置において、全国に先駆けた取り組みを行っております。今回の調査では、総合的な出先機関設置の現状と課題等について、調査する予定にしております。

以上が日程の詳細についてであります。調査日が迫っておりますので、この日程案のとおり進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情等により、若干の変更が出てくることもあるかもしれませんが、その点

につきましてはあらかじめ了解をお願いしまして、正副委員長に御一任をいただきたいと存じます。

なお、後日、書記が調査の出欠について確認をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、協議事項（3）であります。次の委員会についてであります。その前に、初回の委員会で決定しました当委員会での活動計画に修正の必要が出ておりますので、御了解いただきたいと思っております。具体的には、11月上旬の委員会についてですが、11月10日に予定しておりましたが、11月9日（月）に、1月のほうは、1月26日が1月28日（木）に変更になっておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、次の委員会についてであります。次の委員会では、県外調査で調査した内容に関連した事項について、執行部から説明を求めたいと考えておりますが、委員の皆様から執行部に対する説明や資料の要求について、何か御意見、御要望等はありませんか。

なければ正副委員長のほうに一任していただければ幸いですけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、正副委員長に一任していただきましたので、そのように進めさせていただきます。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 では、次の委員会の活動は、先

ほど言いましたとおり、10月28日（水）からの県外調査となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次の委員会は、11月9日（月）を予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会を終わります。

午前11時33分閉会